所定疾患施設療養費の算定状況について

介護報酬により介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されます。
厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

算定要件

1. 対象となる入所者は次のいずれかに該当する者であること。
   〇肺炎　〇尿路感染症　〇帯状疱疹（抗ウィルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）　〇蜂窩織炎
2. 上記の診断により治療が必要となった入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定する。
3. 算定する場合、診断名、診断を行った日、検査、投薬、注射、処置の内容を診療録に記載しておくこと。
4. 治療の実施について、前年度の当該加算の算定状況を公表すること。
5. 医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

2022年度算定状況

疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	6	3	3	5	8	4	4	3	0	1	5	8
	治療日数	39	13	22	29	57	30	30	21	0	7	24	53
尿路感染症	人数	3	0	1	9	11	4	1	3	4	4	6	4
	治療日数	30	0	10	70	73	37	8	18	24	20	37	32
帯状疱疹	人数	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1
	治療日数	0	0	0	7	0	0	7	7	0	0	0	7
蜂窩織炎	人数	2	1	1	0	1	1	2	0	0	0	0	0
	治療日数	20	7	3	0	7	3	20	0	0	0	0	0